

第 1 3 0 号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅改良助成条例（平成元年足立区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「改良」を「改良及び耐震工事等」に改める。

第 1 条中「耐震対策」を「耐震工事等」に改める。

第 2 条第 4 号中「1 棟の建物」を「建物」に改め、同条中第 1 0 号を削り、第 1 1 号を第 1 0 号に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「、耐震診断、耐震改修工事又は住宅非主要構造部耐震工事（以下「工事等」という。）」を削り、「同一の工事等」を「同一の改良」に改め、同条第 1 号中イを削り、ウをイとし、同条第 3 号から第 5 号までを削り、同条に次の 1 項を加える。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するものが、住宅の耐震診断、耐震改修工事、住宅非主要構造部耐震工事（以下「耐震工事等」という。）を実施しようとする場合、その費用の一部を助成することができる。ただし、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）に規定する宅地建物取引業を営むものが、その業の目的のために耐震工事等を実施しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 木造住宅又は賃貸の共同住宅の耐震工事等を実施しようとするもので、前項第 1 号に規定する要件に該当するもの
- (2) 区分所有された共同住宅の耐震工事等を実施しようとする管理組合
- (3) 住宅非主要構造部耐震工事を実施しようとするもので、前項

第 1 号に規定する要件に該当し、かつ、規則で定める世帯に属するもの

第 4 条中「耐震診断、耐震改修工事及び住宅非主要構造部耐震工事」を「耐震工事等」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「規則で定める限度額」を「助成金の額（第 3 号に規定する特別控除の額を除く。）の算定に当たっては、改良、耐震工事等に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額及び規則で定める限度額」に改め、同条第 1 号中「要する」を「要した」に改め、「に 100 分の 10 を乗じて得た額」を削り、同条第 2 号中「要する」を「要した」に改め、同条第 3 号中「工事に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額」を「工事に要した費用の額と租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額（以下単に「特別控除の額」という。）とを合算した額とする。この場合における助成金の交付に当たっては、あらかじめ特別控除の額を差し引いた額を交付するものとする。」に改め、同条第 4 号中「要する」を「要した」に改める。

付 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定中特別控除の額に係る部分については、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

助成要件を緩和するとともに、耐震改修工事の実施に対する助成金に、租税特別措置法に規定する特別控除の額を合算する必要があるため、この条例案を提出いたします。